

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和4年2月9日(2022.2.9)

【公開番号】特開2020-117311(P2020-117311A)

【公開日】令和2年8月6日(2020.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2020-031

【出願番号】特願2019-140838(P2019-140838)

【国際特許分類】

B 6 5 D 65/40 (2006.01)

10

【F I】

B 6 5 D 65/40 D B R Q

【手続補正書】

【提出日】令和4年1月28日(2022.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

紙基材の少なくとも一方の面に少なくとも1層のヒートシール層を有する包装用紙であって、前記ヒートシール層がアイオノマーのみからなり、前記ヒートシール層が1層以上の顔料塗工層の上に設けられ、前記ヒートシール層の乾燥塗工量が全層で2～10g/m²であることを特徴とする包装用紙。

【請求項2】

一方の面のみに顔料塗工層を有し、顔料塗工層が設けられていない面にヒートシール層を有する包装用紙であって、前記ヒートシール層がアイオノマーを含み、前記ヒートシール層が片面に2層以上形成されており、前記ヒートシール層の乾燥塗工量が全層で2～10g/m²であることを特徴とする包装用紙。

30

【請求項3】

前記ヒートシール層が少なくとも一方の面に2層以上形成されていることを特徴とする請求項1に記載の包装用紙。

【請求項4】

透気度が10000秒を超えることを特徴とする請求項1～3の何れか一つに記載の包装用紙。

【請求項5】

前記アイオノマーがエチレン・メタクリル酸共重合物の金属塩であることを特徴とする請求項1～4の何れか一つに記載の包装用紙。

40

【請求項6】

前記ヒートシール層がアイオノマーのみからなることを特徴とする請求項2に記載の包装用紙。

【請求項7】

紙基材の少なくとも一方の面に顔料塗工層を塗工し、その後、アイオノマー＝マルジョンのみからなるヒートシール層用塗工液を調製する工程と、紙基材の少なくとも一方の面に、前記ヒートシール層用塗工液を固形分換算で2～10g/m²の範囲で塗工する工程とを有する包装用紙の製造方法。

【請求項8】

紙基材の一方の面に顔料塗工層を塗工し、その後、

50

アイオノマーエマルジョンを含有するヒートシール層用塗工液を調製する工程と、
顔料塗工層が設けられていない面に、前記ヒートシール層用塗工液を固形分換算で2～1
0 g / m²の範囲で塗工する工程を2回行うことを有する包装用紙の製造方法。

【請求項 9】

前記紙基材の平滑度が10秒以上である面に、前記ヒートシール層用塗工液を塗工することを特徴とする請求項7又は8に記載の包装用紙の製造方法。

【請求項 10】

前記アイオノマーエマルジョンが自己乳化型エマルジョンであることを特徴とする請求項7～9の何れか一つに記載の包装用紙の製造方法。

【請求項 11】

前記ヒートシール層がアイオノマーのみからなることを特徴とする請求項8に記載の包装用紙の製造方法。

10

20

30

40

50